

意見書概要

- 1 日本におけるアートメイク業の生成と発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
P
日本でアートメイクが始まったのは1980年代頃
1990年代から2000年代前半に一般的に普及
医療機関により発生・発展した手法ではなく、独自の発生・発展
- 2 諸外国におけるアートメイク業とその規制
1. 英国・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
P
地方自治体での登録（要件：建物、設備や器具の衛生の確保）
2. 米国・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
P
マサチューセッツ州裁判所でタトゥーの施術を医師のみに限定する規制は疾病防止のために必要な程度以上に表現の自由を制約して違憲であるとしたことを契機に、タトゥーに関する規制が撤廃
地方自治体単位での登録制（要件：血液媒介病原体に関する学修証明書の提出）
3. カナダ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
P
地方自治体での登録（要件：建物、設備や器具の衛生の確保）
4. EU諸国・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
P
① フランス 届出・研修の受講
② ドイツ 一般的な保健所の監督
- 3 日本におけるアートメイク業に対する規制とその合憲性
1. アートメイクの「職業」該当性 肯定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
P
2. 医師法により規制の合憲性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
P
保健衛生上の危害の発生の危険性に対しては、より緩やかな制限（登録・講習等）によって十分に達成できる
アートメイク施術の適正な遂行のためには医学部及び医師国家試験での技術・知識の習得はなく、合理性はない
3. 近時の最高裁による医師法17条の解釈とアートメイク・・・・・・・・・・ 17
P
タトゥーと比較しても、保健衛生上の危険は低く、社会的にも許容されている
→タトゥー同様、医行為に該当しない